

平成 30 年 9 月 12 日

一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構の契約事業者選定にかかる 総合評価方式募集要項

(一社) 東大阪ツーリズム振興機構
代表理事 清水 洋一郎

次のとおり、企画書の提出を招請します。

1. 業務名

体験型観光プログラムイベント「ひがしおおさか体感まち博2018プレ」
にかかる広告宣伝等業務

2. 業務内容

別紙仕様書のとおり。

3. 履行期限：平成 30 年 12 月 25 日（日）

4. 事業経費（提案）限度額： ¥1,000,000 円（消費税含む）

5. 参加資格

- ① 会社更生法に基づく更生手続きの開始または民事再生法に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- ② 国または地方公共団体から取引停止の措置を受けていないものであること。
- ③ 最新の消費税および地方消費税の未納がないこと。
- ④ 主たる事務所の所在地における最新の地方税の未納がないこと。
- ⑤ 参加者表明者およびその役員、従業員が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋等の反社会的勢力に対して出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持、運営に協力もしくは関与をしていないこと。

6. 募集要項の配布

- ① 配布方法：下記担当に連絡もしくは当機構ホームページにてダウンロード
- ② 配布期間：公募開始から平成 30 年 9 月 21 日（金）午後 5 時まで

7. 参加意思表明書及び誓約書等の提出

- ① 提出期間：募集要項配布期間と同じ

- ② 提出場所：一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構
- ③ 提出方法：持参または郵送（期限内必着）
- ④ 提出書類：i）参加意思表明書及び誓約書（様式1）
ii）会社概要書（様式2）

8. 評価基準

事前に設定している評価基準（非開示）に沿って厳正に選考を行う。

※参加希望者が1者の場合でも基準点に満たない場合は不合格とする。

9. 選考方法

- ① 委託事業者は総合評価方式にて選考する。
※総合評価方式とは、価格、実績、技術性、業務の理解度などを総合的に評価し選定する方式です。
- ② 選考は1段階審査方式により、原則書面で行う。
- ③ 必要に応じて、プレゼンテーションやヒアリングを実施する場合がある。
- ④ 選考結果の可否はすべての参加者に書面もしくはメールにて通知する。

10. 提案書の提出

- ① 提出期間：公募開始日から平成30年9月21日（金）午後5時まで
- ② 提出場所：一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構
- ③ 提出方法：持参または郵送（期限内必着）
- ④ 質疑の回答方法：参加表明者からの質疑については9月18日（火）午後5時までとし、その後とりまとめたうえで9月20日（木）正午までに、一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構のウェブサイトに質問及び回答を掲載する。
- ⑤ 提出書類：i）提案書（A4縦版又は横版／横書き／両面可／20ページ以内）
※表紙に業務名、事業者名を記載のこと。
ii）見積書
※消費税等を明記し、事業者名等を記載し押印すること。
- ⑥ ダウンロード書類：公募要項 [PDF](#)
仕様書 [PDF](#)
【様式1】参加意思表明書及び誓約書 [Word](#)
【様式2】会社概要書 [Word](#)

11. 審査の実施

実施時期 平成30年9月下旬ごろ

12. 契約

- ① 選考の結果、基準点を超えたものかつ評価点の最も高いものが優先交渉権を得るものとし、契約締結交渉を行う。
- ② 優先交渉権者との交渉が不調に終わった時は、次点の提案者と同様の交渉を行う。

13. 失格事項

- ① 提出書類に虚偽があった場合。
- ② 募集要項に反していた場合。
- ③ 公平な競争の妨げになる行為および事実があったと判断した場合。

14. 留意事項

- ① この総合評価方式にかかわる一切の費用は参加者負担とする。
- ② 提出した書類は返却しない。
- ③ 提出した書類は選定審査のみに使用する。
- ④ 辞退する場合は辞退届（様式3）を提出すること。

15. 提出先・問い合わせ先

一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構 事務局

住所：〒577-0011

大阪府東大阪市荒本北 1-4-1

クリエイション・コア東大阪 南館 1階 2108室

電話：06-4309-8083

受付時間：土日祝を除く午前9時から午後5時まで

※外出等で不在の場合がありますので、直接お越しの際は、必ず電話で時間の確認をお願いします。